

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業

事業者説明会【指定手続編】



鹿児島市食育推進キャラクター

平成28年10月20日(木)・21日(金)

鹿児島市長寿支援課

1. 事業所指定が必要な場合

(1) 現行相当サービス（訪問・通所とも）

①みなし指定を受けている事業所⇒指定申請は不要

②みなし指定を受けていない事業所⇒指定申請が必要

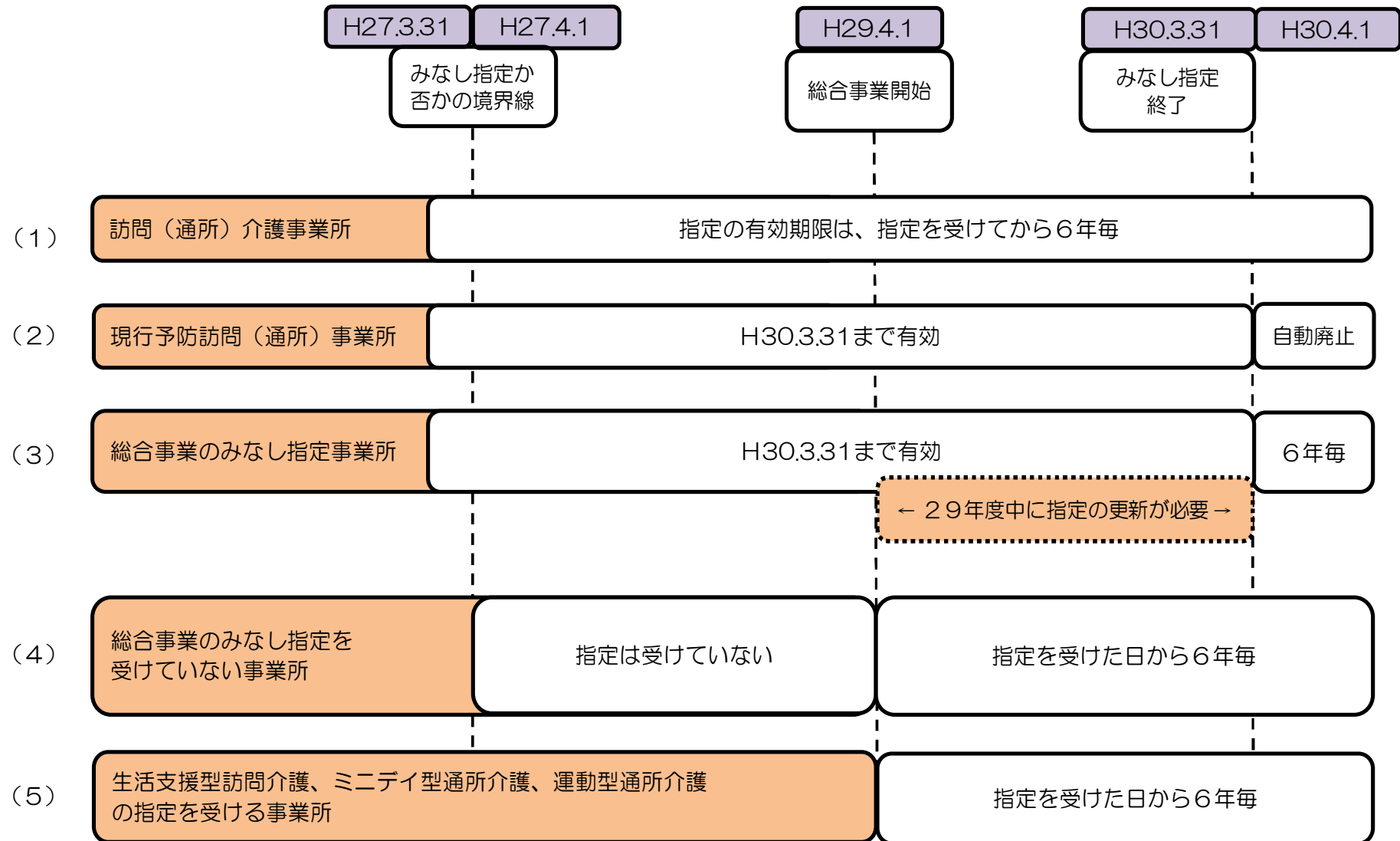
(2) 基準緩和型サービス（訪問・通所とも）

・実施を希望する全ての事業所⇒指定申請が必要

| 現在の指定状況 | 指定日 | みなし指定 | 現行相当 | 緩和型 A | 現行相当 | 緩和型 A | |
|--------------|-----------|-------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| | | | 予防型 訪問介護 | 生活支援型 訪問介護 | 予防型 通所介護 | ミニデイ型 通所介護 | 運動型 通所介護 |
| 介護予防 訪問介護 | 27.3.31以前 | あり | 不要 ※ | 必要 | 必要 | | |
| | 27.4.1以降 | なし | 必要 | | 必要 | | |
| 介護予防 通所介護 | 27.3.31以前 | あり | 必要 | | 不要 ※ | 必要 | |
| | 27.4.1以降 | なし | 必要 | | 必要 | | |
| 指定なし | — | | 必要 | | 必要 | | |

※平成30年4月以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は平成29年度中に更新手続きが必要
(更新申請の方法は平成29年度中に周知予定)

2. 指定の有効期限について



3. 指定の申請について

(1) 指定申請の受付期間

- ①受付開始日 平成29年1月20日（金）
- ②審査期間 申請後、おおむね1ヶ月間
- ③指定日 平成29年4月1日以降
- ④事前協議 通所サービスの新規開設のみ必要（事前に長寿支援課へご連絡の上、日程調整を行ってください。）

<例>

| 指定申請書提出期限 | 書類補正期間 | 現地確認及び決裁期間 | 指定日 |
|------------|---------------|----------------|-----------|
| 平成29年2月28日 | 平成29年3月1日～15日 | 平成29年3月15日～31日 | 平成29年4月1日 |
| 平成29年3月31日 | 平成29年4月3日～14日 | 平成29年4月17日～28日 | 平成29年5月1日 |
| 平成29年4月28日 | 平成29年5月1日～15日 | 平成29年5月15日～31日 | 平成29年6月1日 |

※あくまでスケジュール例であり、書類の不備等があれば指定が遅れることもあります。

(2) 指定申請書及び変更届等の様式

鹿児島市ホームページに掲載しています。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業の申請関係](#)

- ・事業所開設事前協議に関する様式
- ・指定申請書及び付表並びに添付書類一式
- ・変更、廃止、休止、再開に関する様式
- ・各種加算（体制届）に関する様式

(3) 手数料

- 新規指定申請、更新申請の際は、手数料が必要となります。

| サービスの種類 | | 新規指定 | 指定更新 |
|---------|---------------|--------|--------|
| 第1号訪問事業 | 予防型訪問介護サービス | 4,000円 | 2,000円 |
| | 生活支援型訪問介護サービス | | |
| 第1号通所事業 | 予防型通所介護サービス | | |
| | ミニデイ型通所介護サービス | | |
| | 運動型通所介護サービス | | |

4. 定款・運営規程・契約書の変更等について

(1) 定款

①みなし指定事業者

- ・現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合は、平成30年3月末までに、定款の変更が必要です。
（平成29年4月の総合事業開始時点では変更不要）
- ・基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に定款が変更されている必要があります。
- ・総合事業のみの追加に伴う定款の変更にあたっては、長寿支援課への変更届は不要です。

②みなし指定を受けていない事業者

- ・総合事業の指定申請時、定款が変更されている必要があります。

※①・②ともに、定款の変更にあたっては、事業所において各所管官庁に確認をしてください。また、指定申請時に、定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に現在の定款の写し、変更後の定款（案）を添付のうえ、変更完了後、変更後の定款を提出してください。

(2) 運営規程

①みなし指定事業者

- ・現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合は、平成30年3月末までに、運営規程の変更が必要です。
（平成29年4月の総合事業開始時点では変更不要）
- ・基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に運営規程が作成されている必要があります。
- ・運営規程を変更した場合、長寿支援課へ変更届を提出する必要があります。
- ・総合事業のみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

②みなし指定を受けていない事業者

- 総合事業の指定申請時、運営規程を作成のうえ、提出する必要があります。
- 総合事業のみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

(3) 契約書・重要事項説明書

- 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対し、サービス提供時に随時契約をしてください。
- 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

★まとめ

| | サービス類型 | 定款 | 運営規程 | 契約書 重要事項説明書 |
|------------|-----------------------|---|--|--|
| みなし指定事業者 | 現行相当サービス | 平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更が必要) | 平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更) | 変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更) |
| | 基準緩和型サービス | 指定申請時までに変更の必要あり | 指定申請時まで作成の必要あり | |
| みなし指定事業者以外 | 現行相当サービス 基準緩和型サービス | | | |

(4) 定款等の例示文

①定款

| 現行 | 変更例 |
|----------|----------------------------|
| 介護予防訪問介護 | 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業 |
| 介護予防通所介護 | 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業 |

②運営規程、契約書、重要事項説明書

| 現行 | 変更例 |
|----------|---|
| 介護予防訪問介護 | 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（予防型訪問介護サービス） |
| | 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（生活支援型訪問介護サービス） |
| 介護予防通所介護 | 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護サービス） |
| | 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（ミニデイ型通所介護サービス） |
| | 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（運動型通所介護サービス） |

注1) これらは文面案の例示であって、この文面案により生じた損害等を鹿児島市が負担するものではありません。

注2) 他市町村の被保険者が利用し、平成30年3月末まで「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を実施する場合も考えられますので、それまでは「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を削除しないでください。